

東海村告示第 162 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類については、当職が保管し、申出によりいつでも交付するものとする。

令和 8 年 10 月 19 日

東海村長 山 田 修



氏名（名称）	送達書類
田中 雅夫	配当計算書（謄本）